

藤枝・図書館友の会 会則

1. (名称) この会は「藤枝・図書館友の会」と称します。
2. (目的) 会は、図書館が市民及び地域社会にとって欠くことのできない大切な施設であると考え、図書館が市民に親しまれ、より充実したものとなることをめざし活動します。
3. (活動) 前項の目的実現のため、次の活動を進めます。
 - ① 図書館のことをよく知り、理解を深めること。
 - ② 図書館を充実させるため図書館への協力、図書館員との交流
 - ③ 図書館活動への市民参加の推進
 - ④ 他の市民団体との交流・協力
 - ⑤ 会員への情報提供、相互の情報交換
 - ⑥ その他、この会の目的達成のために必要な活動
4. (会員) 会の目的に賛同の方は、どなたでも会員になることができます。
5. (役員) この会に次の役員をおきます。役員は運営委員会で選出し、総会の承認を得ます。
任期は2年とし、再任を妨げません。
 - ① 会長（1名）
 - ② 副会長（若干名）
 - ③ 事務局長（1名）
 - ④ 事務局次長（1名）
 - ⑤ 会計（1名）
 - ⑥ 運営委員（若干名）
 - ⑦ 会計監査（2名）
 - ⑧ 顧問（若干名）
6. (会議) 会議は次のとおりとします。
 - ① 総会・・・年1回代表が招集し、活動計画・報告、会計予算・決算報告、役員承認等を行います。
 - ② 運営委員会・・・自主的に登録した会員で構成し、必要に応じて開催します。
総会方針により会の活動の企画・運営を行います。
7. (会費) 会費は年額1口1000円、一人一口以上とします。
会費は講演会その他イベントの開催、広報活動等に使用します。
会計年度は4月から翌年3月とします。
8. (付則)
 - ① この会則は結成総会において出席者の過半数の賛同をもって決定し、即日、運用します。
 - ② 本会則の改定は、総会において出席者の過半数の賛同をもって行います。
 - ③ 本会の事務局は、事務局長宅<藤枝市大東町304-3 桑原宅>に置きます。
運営委員会開催準備等のため、若干名で構成する事務局会議を設けます。